

第33 - 2号議案関係資料

## 一部事務組合等の取扱い（し尿処理業務）について

平成15年10月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

# 事務事業現況調査総括表

## (23) 一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱い

企画専門部会

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
1	し尿処理業務 [環境専門部会]	x		x	x	x	x	C	
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

番号	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

# 行政制度等の調整方針(案)

(23) 一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱い

企画専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 し尿処理業務	該当なし。	始良郡西部衛生処理組合に加入し、実施している。  ・構成町 吉田町 加治木町 始良町 蒲生町 溝辺町	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(23) 一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱い

企画専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	吉田町は始良郡西部衛生処理組合に加入している。	吉田町は、合併の日の前日をもって始良郡西部衛生処理組合を脱退し、吉田町に係るし尿処理業務は、合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時まで調整するものとする。